

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月24日
【事業年度】	第22期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
【英訳名】	Advantage Risk Management Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鳥越 慎二
【本店の所在の場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
【電話番号】	03 - 5794 - 3800
【事務連絡者氏名】	経営管理・品質管理部長 栗原 直彦
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
【電話番号】	03 - 5794 - 3800
【事務連絡者氏名】	経営管理・品質管理部長 栗原 直彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	2,857,353	3,964,256	4,482,585	4,897,563	5,263,372
経常利益 (千円)	240,117	630,224	827,231	926,590	954,951
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	164,352	424,016	564,444	614,854	639,302
包括利益 (千円)	161,080	424,016	564,444	614,854	639,302
純資産額 (千円)	1,756,554	2,158,954	2,675,989	2,890,190	3,373,369
総資産額 (千円)	2,980,411	4,157,709	4,648,181	5,014,921	5,474,428
1株当たり純資産額 (円)	100.83	123.16	152.34	166.76	194.83
1株当たり当期純利益 (円)	9.62	24.83	33.02	36.15	37.74
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	32.80	36.00	37.68
自己資本比率 (%)	57.8	50.6	56.2	56.3	60.3
自己資本利益率 (%)	9.9	22.2	23.9	22.6	20.9
株価収益率 (倍)	46.25	39.48	42.68	23.73	15.95
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	465,792	1,296,965	809,196	1,051,571	855,902
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	354,681	142,178	363,863	176,418	334,073
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	27,616	42,893	75,257	427,429	164,873
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	696,083	1,807,976	2,178,052	2,625,776	2,982,731
従業員数 (人)	192	209	257	280	316
(外、平均臨時雇用者数)	(22)	(31)	(34)	(32)	(40)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

3. 第18期及び第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第20期の従業員数が、第19期より48人増加しておりますが、主として業容の拡大に伴う採用の増加によるものであります。

5. 第22期の従業員数が、第21期より36人増加しておりますが、主として業容の拡大に伴う採用の増加によるものであります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	2,879,353	3,979,696	4,492,935	4,911,423	5,277,232
経常利益 (千円)	234,677	625,408	823,375	921,143	950,618
当期純利益 (千円)	137,263	419,896	561,067	610,730	636,096
資本金 (千円)	283,944	283,944	314,241	347,245	350,775
発行済株式総数 (株)	8,540,200	8,540,200	17,154,200	17,234,600	17,243,200
純資産額 (千円)	1,741,129	2,139,409	2,653,067	2,863,144	3,343,118
総資産額 (千円)	2,968,005	4,138,015	4,628,363	4,990,547	5,447,670
1株当たり純資産額 (円)	99.93	122.01	151.01	165.17	193.05
1株当たり配当額 (円)	5.0	13.5	9.0	10.0	11.0
(うち1株当たり 中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	8.04	24.58	32.82	35.91	37.55
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	32.60	35.76	37.49
自己資本比率 (%)	57.5	50.4	56.0	56.0	60.0
自己資本利益率 (%)	8.3	22.2	24.0	22.7	21.0
株価収益率 (倍)	55.37	39.86	42.93	23.89	16.03
配当性向 (%)	31.1	27.5	27.4	27.8	29.3
従業員数 (人)	191	205	251	273	309
(外、平均臨時雇用者数)	(22)	(31)	(34)	(32)	(40)
株主総利回り (%)	80.0	176.8	255.1	158.4	114.6
(比較指標：TOPIX) (%)	(89.2)	(102.3)	(118.5)	(112.5)	(101.8)
最高株価 (円)	1,829	1,869	1,515	1,510	1,116
最低株価 (円)	850	790	752	848	495
		944			

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

3. 第18期及び第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第20期の従業員数が、第19期より46人増加しておりますが、主として業容の拡大に伴う採用の増加によるものであります。

5. 第22期の従業員数が、第21期より36人増加しておりますが、主として業容の拡大に伴う採用の増加によるものであります。

6. 最高・最低株価は、2017年3月16日より東京証券取引所市場第二部、2017年12月7日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所JASDAQにおけるものであります。

7. 印は、株式分割(2017年4月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

2【沿革】

年月	事項
1995年1月	(株)アドバンテッジインシュアランスサービスを設立し、団体長期障害所得補償保険（以下GLTD）の取扱開始
1999年3月	事業拡大に合わせ、グループ統括会社として(株)アドバンテッジリスクマネジメント（現当社）を設立
1999年6月	(株)日本長期信用銀行（現(株)新生銀行）より長栄(株)の営業譲渡を受け、(株)長栄アドバンテッジを設立
1999年9月	(株)日本債券信用銀行（現(株)あおぞら銀行）より九段エージェンシー(株)の営業譲渡を受け、(株)九段アドバンテッジを設立
2000年6月	欧州型取引信用保険（クレジットインシュアランス）の取扱開始
2000年7月	ライフプラン分野への事業展開に伴い(株)アドバンテッジライフプランニングを設立
2000年7月	(株)新生銀行より(株)長栄アドバンテッジへ5%資本参加を実施
2002年4月	本社オフィスを、東京都港区芝公園から現在地（目黒区上目黒、中目黒GTタワー）に移転
2002年8月	従業員のメンタルヘルスサポートサービス「アドバンテッジEAP（Employee Assistance Programの略）」の開発・提供で東京海上メディカルサービス(株)（現東京海上日動メディカルサービス(株)）と業務提携し、本格的にサービスの提供を開始
2002年11月	(株)イーケーシーより保険代理業の営業譲渡を受ける
2003年1月	(株)セントラル保険エージェンシーより生命保険部門の営業譲渡を受ける
2003年7月	(株)九段アドバンテッジを東京海上火災保険(株)（現東京海上日動火災保険(株)）に売却
2003年9月	企業基盤の強化と競争力の強化を図るため、(株)アドバンテッジインシュアランスサービスと(株)長栄アドバンテッジを合併
2004年2月	アドバンテッジリスクマネジメントグループの機能整理の一環として(株)アドバンテッジライフプランニングを解散
2004年8月	事務アウトソースに参入するため、(株)アイ・ビー・コーポレーションに資本参加
2004年9月	(株)アプラス及び関連会社より保険代理部門の営業譲渡を受ける
2006年1月	株式交換により、(株)アドバンテッジインシュアランスサービスの100%子会社化を実施
2006年3月	(株)オーエムシーカード（現(株)セディナ）と共同出資で(株)エフバランスを設立
2006年12月	大阪証券取引所ヘラクレス（現東京証券取引所JASDAQ）に株式を上場
2007年10月	(株)フォーサイトの100%子会社化を実施
2008年2月	(株)アイ・ビー・コーポレーションの100%子会社化を実施
2008年3月	(株)ライフバランスマネジメントの100%子会社化を実施
2008年4月	関連会社(株)エフバランスの解散
2008年10月	完全子会社である(株)アドバンテッジインシュアランスサービスを吸収合併
2009年2月	完全子会社である(株)アイ・ビー・コーポレーションを吸収合併
2009年10月	完全子会社である(株)フォーサイト及び(株)ライフバランスマネジメントを吸収合併
2009年10月	グループ内に研究機関として(株)ARM総合研究所を設立
2010年3月	企業における従業員の生産性向上と組織活性化のための包括的・総合的なメンタルヘルスケア支援プログラム「アドバンテッジタフネス」提供を開始
2010年7月	(株)イー・キュー・ジャパンより「感情知能（EQ）」といわれる理論を基にした検査、人材育成、組織分析等の事業の全部を譲り受け
2010年11月	EQ能力とストレス耐性の高い人材を見極めることのできる採用テスト「アドバンテッジインサイト」提供を開始
2011年3月	丸紅セーフネット(株)に対し保険代理部門の事業の一部を譲渡
2011年7月	中堅中小企業向けにサービス販売を行うビジネスパートナー（販売代理店）制度開始
2011年11月	中国・上海に当社100%出資の子会社優励心（上海）管理諮詢有限公司を設立
2013年4月	休業者管理サービス「H-ARM-ONY（ハーモニー）」提供を開始 メンタルヘルスに対応できる産業医・産業保健師の業務委託サービス提供を開始
2015年4月	労働安全衛生法改正（2015年12月施行）によるストレスチェック義務化を踏まえた法制化対応商品として新「アドバンテッジタフネス」提供を開始
2016年3月	優励心（上海）管理諮詢有限公司の清算終了
2017年3月	東京証券取引所市場第二部に市場変更
2017年12月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定

3【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社アドバンテッジリスクマネジメント）、子会社1社（株式会社ARM総合研究所）により構成されております。

当社グループは、「人々が『安心して働ける環境』と企業の『活力ある個と組織』を共に創る」という企業理念に基づき、メンタル不調の予防や不調者対応のみならず、エンゲージメント（仕事への熱意度）向上、人材採用・育成支援などポジティブサイドまでを総合的にカバーする「メンタリティマネジメント事業」、病気やケガで長期間働けなくなった方を経済的にサポートするGLTD（団体長期障害所得補償保険）制度の構築・運用支援を中心とした「就業障がい者支援事業」、個人や個人が働く場である企業の抱えるリスクに対してより良い保障あるいはスキームの商品を提案する「リスクファイナンス事業」を、主な事業として取り組んでおります。

- **メンタルヘルスケア：ストレスチェック、カウンセリング、組織分析、ソリューションをパッケージで提供**
- **人材採用・育成：ストレス耐性とEQを軸とした採用適性検査、人材育成・組織活性化プログラムを提供**



各事業の内容は、次のとおりであります。なお、セグメント情報の区分と同一であります。

(1)メンタリティマネジメント事業

従業員のストレスと心の健康問題が深刻化する中、職場のメンタルヘルス対策を実施する企業数は増えていますが、しかし、既に対策を実施している企業において、メンタルヘルス不調による企業のコスト負担やリスクの軽減、不調発生の予防、組織の活性化などの具体的な成果があったと認識されているケースは、必ずしも多くありません。当社グループでは、「成果」にフォーカスを当て、各企業が抱える現状の課題と目指すべき方向性に応じて、アドバンテッジEAPやアドバンテッジタフネス、アドバンテッジインサイト、EQ研修プログラム等の各種サービスを通じて総合的なメンタルヘルス対策を提案します。

アドバンテッジタフネス

職場におけるメンタルヘルスケアの一次予防（健康増進と疾患の発生防止を目指すもので、一般的に「予防」とよばれているもの）に重点を置いたプログラム。従業員と組織のストレス状況下での「コミットメント」（＝対処すべき課題に積極的に取り組む行動様態、前向きに仕事に向かう姿勢）に着目し、従業員が前向きに充実感を持って仕事に取り組むために重要となるスキルや考え方を習得し、組織の課題を把握し活性化のための施策を推進することで、個人と組織のメンタルタフネス強化を実現するサービスです。個人のストレス状況と組織の活性化度の診断と改善策のアドバイスをし、個人の診断結果に応じたストレス対処法やポジティブ思考の習得をサポートし、モチベーションを高めることを目的とした管理者及び一般職向け教育（eラーニング、集合研修）などのサービスを提供いたします。

アドバンテッジEAP

職場におけるメンタルヘルスの一次・二次（早期発見・早期治療）・三次予防（再発防止・復帰支援）を行うための包括的なプログラム。ココロの健康診断eMe（イーミー）で把握したメンタルヘルス予備軍に精神科医と臨床心理士が能動的に働きかけることで、早期発見、早期対応を実現するサービスです。メンタルヘルス不調の予防、ストレス管理や組織活性化につながる組織診断も充実し、復職支援、ポストベンション（事故・事件・災害発生時の事後フォロー）、メンタルヘルス研修、人事向け労務相談等のサービスも提供いたします。精神科医、認定産業医、臨床心理士などのクオリティの高い専門スタッフを擁する東京海上日動メディカルサービス㈱と共同運営を行っております。

アドバンテッジインサイト

右肩上がりの経済環境下での人材採用においては、順応性と性格が重視されてきましたが、変化の時代では、適応性と感情能力が求められています。今後の変化の時代における各企業の採用要件に「ストレス耐性の高さ」「コミュニケーション力(相手の感情を理解し、適切な行動をとれる力)」が重要となります。当社グループでは、新入社員のコミュニケーション能力不足と、ストレスを原因としたメンタル不調による「早期休職・早期退職」が増加している背景から、適応能力とポテンシャルの高い人材を見極めるための「アドバンテッジインサイト」を提供しております。アドバンテッジインサイトは従来型の性格適性検査では測れなかった変化適応能力であるEQとストレス耐性の指標を用いて、変化に強くタフな人材を選抜するために効果的な採用検査です。入社後の「成果」につながるポテンシャルを数値化することで、近年増加している採用後の課題を軽減するサービスです。

EQ研修プログラム

EQを活用することにより、企業の人材が活性化します。EQの理論を理解するEQ概論セミナー、EQ検査の結果から行動特性を読み取るEQプロファイリングセミナー、EQを伸ばすEQ能力開発プログラム、コミュニケーション手法、フィードバック手法、アサーションなど、EQを基軸とした能力開発のメソッドを用意し、研修によって人材育成をトータルに行います。これらの研修メソッドは企業のニーズに則し、効果的に組み合わせ管理研修などで提供いたします。また、自分で必要なEQを伸ばすためのセルフスタディプログラムなどの研修も提供しております。

産業医・産業保健師の業務委託サービス

「労働安全衛生法の一部を改正する法案」において、職場のメンタルヘルス対策強化のために労働者に対する医師又は保健師等によるストレスチェックや、希望する労働者への医師面談の実施が義務付けられています。今後想定される大きな課題として、労働者のメンタルヘルスを適切にケアできる医師が不足することが指摘されています。メンタルヘルス対応が求められる業務は複雑かつ難易度が高く、昨今従業員との訴訟等、社会的にも重要度が高い課題となっています。このサービスはメンタルヘルスに対応できる専門チームが、法定・法定外の産業保健業務をトータルサポートします。

(2) 就業障がい者支援事業

就業障がい者支援事業では、就業不能発生時の金銭面の支援及び事務業務、復職に向けた人事担当者、就業障がい者本人の支援を行っており、支援内容によりGLTD販売、付帯サービス及びH-ARM-ONY(ハーモニー)の3つに大別されます。

GLTD販売

病気や怪我により長期間働けなくなった場合は、収入が大幅に減少するため、本人及び家族の生活に大きな影響を与えることになります。そのリスクをカバーするために、従業員が長期間働けなくなった際に最長定年まで給与の一定割合を補償する保険を、企業を通じて従業員に提供しております。加入形態としては企業が福利厚生の一環として負担する一括部分と、従業員が任意で加入する上乘せ部分の2層構造となっております。

付帯サービス

就業障がい者の復職支援にあたっては、初動時の対応から職務復帰に向けてのケアが必要となります。そのため、適切な医療に加えて、職務復帰に必要な能力を取り戻すための「職業リハビリテーション」のノウハウを踏まえた専門的なサポートが重要となりますが、この部分は「医療」と「労働」のはざまにあたり、適切なフォローが受けられないケースが多くみられます。

当社は、人事コンサルタント、臨床心理士、キャリアカウンセラー、精神保健福祉士などの専門的スタッフを取揃え、様々な就業障害原因についての対応が可能な体制を構築しております。また、休職期間、復職準備期、復職判定、リハビリ入社、復職後というプロセスにおいて、就業障害発生の段階から回復までを視野に入れた計画に基づき、休職者が発生した際に人事担当者及び休職者に対して、一貫したサービスを提供しております。

当社では、GLTDを1995年より取り扱っていることから、就業困難に関する情報を蓄積しており、当社が代理店としてGLTDを提供している団体(企業、労働組合等)に対して、保険金請求手続き事務を含む復職支援サービスを提供しております。

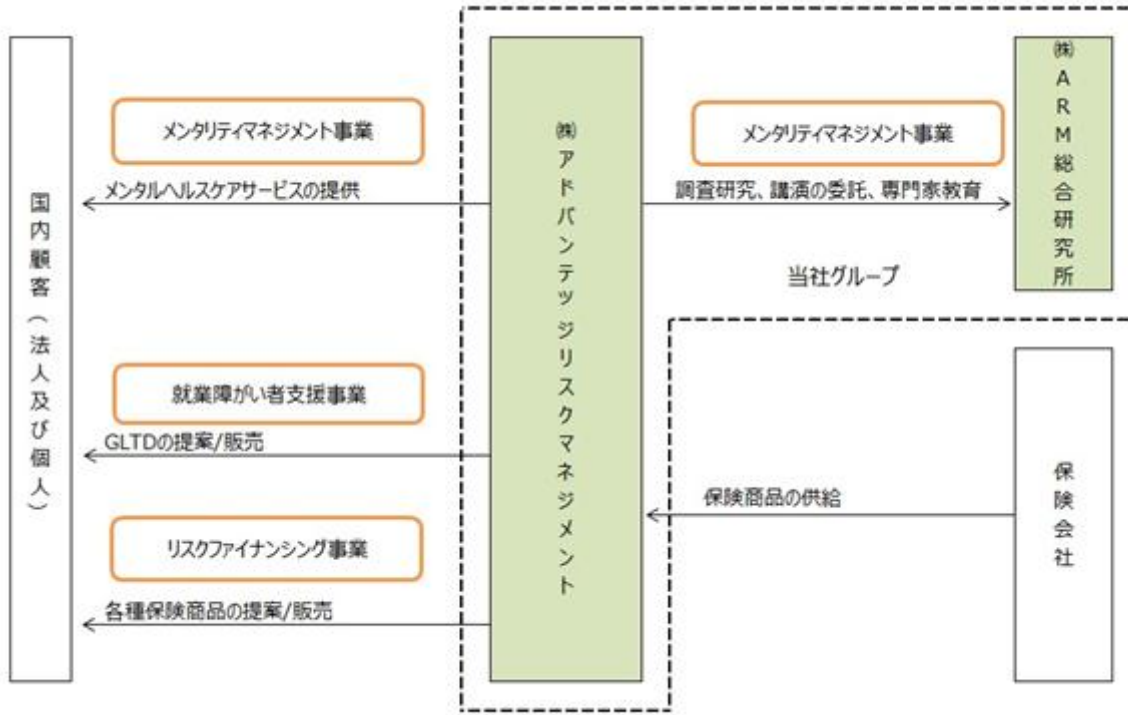
H-ARM-ONY(ハーモニー)

休業者・復職者管理業務は、偶発的に発生することに加え、産休・育休、傷病、メンタル疾患など、休業の理由によって必要な書類や手続きが異なるため、企業・団体の人事部門の負担は大きくコストもかかります。「H-ARM-ONY(ハーモニー)」は、「システムによるサポート」と「専門家による代行」により、多岐にわたる休業者・復職者管理業務を支援し、人事部門の負担とリスクを軽減します。メンタル・フィジカルの傷病、育児・介護休業など全ての休業種類に対応し、休業者・復職者の情報や必要な諸手続きの進捗状況などを一元的に管理し、今まで手作業中心だった煩雑な管理業務を大幅に効率化します。

(3) リスクファイナンス事業

リスクファイナンス事業は、主に個人に対して保険加入/保険の見直しのサービスを提供し、企業に対して企業が抱える様々なリスクへの対策として、様々な保険商品を提供しております。損害保険会社12社、生命保険会社7社と代理店契約を結ぶことにより、さまざまなニーズに対応した保険商品を提供できる体制を構築しております。個人に対する保険の提供においては、企業の職域を通じて加入する団体扱いという形式を主力としており、電話やメール、郵送により手続きが行える体制となっております。

事業の系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ARM総合研究所 (注2)	東京都 目黒区	10,000	メンタルヘルスマネジメント事業	100	役員の兼任あり。 当社が業務を委託しております。 当社に間接業務等を委託しております。

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
メンタリティマネジメント事業	185	(26)
就業障がい者支援事業	68	(7)
リスクファイナンス事業	9	(2)
全社(共通)	54	(5)
合計	316	(40)

(注) 1. 従業員数は就業人員(連結会社外から当連結会社への出向者を含んでおります)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

3. 前連結会計年度末と比べて従業員数が36人増加しておりますが、主として業容の拡大に伴う採用の増加によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
309 (40)	37.9	5.2	5,980

セグメントの名称	従業員数(人)	
メンタリティマネジメント事業	184	(26)
就業障がい者支援事業	68	(7)
リスクファイナンス事業	9	(2)
全社(共通)	48	(5)
合計	309	(40)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

4. 前事業年度末と比べて従業員数が36人増加しておりますが、主として業容の拡大に伴う採用の増加によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合はありませんが、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、企業理念を「私たちは、人々が『安心して働ける環境』と企業の『活力ある個と組織』を皆様と共に創り出します。」と定め、コーポレートメッセージとして掲げる「企業に未来基準の元気を！」の下、企業と働く人々を取り巻く様々なリスクや課題を解消するための解決策の提供と企業の健康経営推進への取り組みを支援してまいります。

私どもは、従業員が心身ともに元気で、一人ひとりが自分の能力を最大限に発揮できるとき、企業の生産性も大幅に向上し、企業も活性化すると考えております。こうしたプロセスを経て、企業の元気を創り出し、企業を支援し続けることを目指し、以下の行動準則に従って業務を遂行してまいります。

The Advantage Way (5つのアドバンテッジ)

私たちは既存の概念にとらわれず、常に新規市場の創造と既存市場の革新を目指します。

あらゆる面において、市場でリーダーシップをとることを目標に、自己革新を続け、
最大化される価値を社会、協力者、従業員と分かち合います。

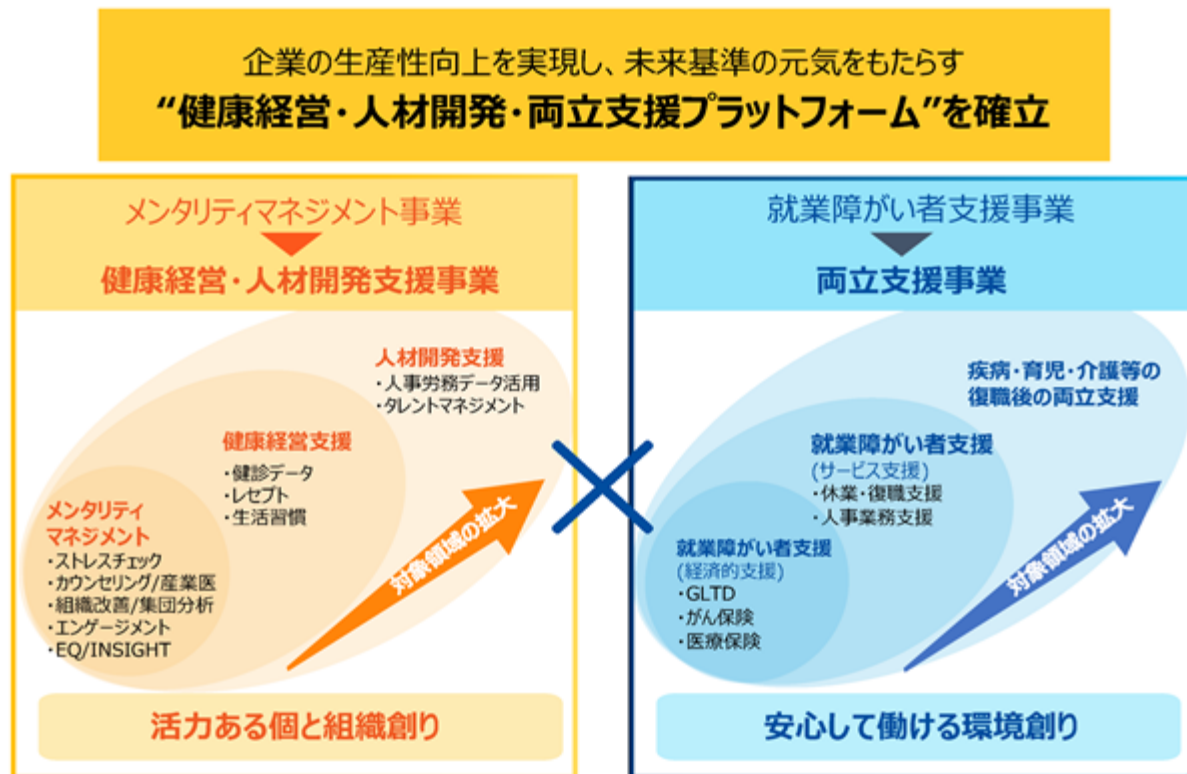
- 1 クライアント アドバンテッジ** お客様の視点にたって、お客様に献身し、真の付加価値を提供します。
- 2 イニシアティブ アドバンテッジ** 常に自発的に考えながら行動し、成果をもたらします。
- 3 クオリティ アドバンテッジ** 常に最先端であり、業界標準であり続けるべく、商品・サービスを含む全活動において最高品質を目指します。
- 4 フェアネス アドバンテッジ** 高い倫理観を持ち、公平で公正な視点と判断の下に行動します。
- 5 チーム アドバンテッジ** 社内および社外協力者に対し、敬意と感謝の念を持ち、信頼・協力して物事に取り組みます。

(2) 経営戦略

中期経営計画

当社は、2018年8月に、2018年度から2020年度を対象期間とする「中期経営計画2020」（以下「中計」という）を策定いたしました。中計では、既存事業で培ってきた強みを活かして周辺領域へのビジネス拡大を推進することを基本方針とし、メンタリティマネジメント事業においては、健康経営・人材開発支援事業のプラットフォームを確立し、また、就業障がい者支援事業においては、仕事と疾病・育児・介護等との両立支援事業のプラットフォームを確立することにより、企業の生産性向上を実現し、未来基準の元気をもたらす“健康経営・人材開発・両立支援プラットフォームの確立”を目指しております。

中期経営計画2020骨子



中計実現のための施策

予測されるビジネスチャンスの拡大に積極的に取り組むとともに、経営環境の変化に機敏に対応すべく、経営管理体制の向上を図りつつ、以下の諸施策を実施してまいります。

第1に、当社の中核事業であるメンタリティマネジメント事業及び就業障がい者支援事業については、積極的に投資を行い、競合他社との差別化をより一段と強めるとともに、シェア拡大に取り組んでおります。

第2に、業務提携やM & Aの機会を得るべく積極的に取り組むとともに、既存事業を強化し、その周辺分野への展開を図ります。また、既存事業とシナジーの高い事業の拡大や新規サービスの事業化の確立も積極的に行っております。

第3に、事業の拡大を支えるための経営体制を整備するとともに、事業運営を担うマネジメント層の育成に努めております。

(3) 経営環境

市場環境

当社グループの事業は、例えば、メンタル疾患による労災認定件数や企業における心の病の増加、従業員の死亡リスクから生きるリスクへの備えへの変化、人事部門における福利厚生関連事務といった主要業務以外のアウトソースの促進、公的保障への期待の低下と生活保障準備に対する高い自助努力意識など、社会的な問題意識の高まりや環境変化を背景とした企業と働く人々の課題解消ニーズに対応した各種サービスの開発及び提供を行っております。

最近では、あらゆる企業に共通する経営課題として「働き方改革」と「健康経営」への取り組みが認識されております。当社グループの事業は、正にこのような経営課題への企業の取り組みを支援するための商品及びサービスの提供であり、市場環境が追い風の中、増大するビジネスチャンスを着実に捕捉し、さらなる企業価値の増大を目指してまいります。

競合の状況

メンタリティマネジメント事業については、労働安全衛生法の一部改正によるストレスチェック義務化を契機として新規参入企業が増加しております。その中で、当社グループは、トップシェア企業としての強みを活かした事業展開を図ることにより、サービスレベルや専門性の点で優位性を確保しているものと認識しております。

GLTD販売を中心とする就業障がい者支援事業については、他社に先行してGLTDに付随するサービスの開発に取り組み、また、マーケットを保有する保険会社や事業会社との提携を推進してきたため、サービスレベルや専門性の点で優位性を確保しているものと認識しております。

(4) 優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

中核事業であるメンタリティマネジメント事業及び就業障がい者支援事業における対処すべき課題は、以下のとおり考えております。

メンタリティマネジメント事業

主にメンタル不調による就業不能発生の予防や職場の高ストレス者に対応するためのメンタルヘルスケアにとどまらず、組織や個人に対して生産性向上の観点からポジティブサイドのアプローチも行う事業として推進しております。競合企業が増加する中、市場のニーズに対応した新商品を適時に投入し、競合他社との差別性を確保しつつ、シェアを拡大していくことが重要な課題と考えております。

1) 企業のストレスチェック義務化への対応

法制化にフルラインアップで対応するアドバンテッジタフネスシリーズの安定的運用を図るとともに、顧客要望等を踏まえた上で、提供するサービスのクオリティ向上に取り組んでまいります。

2) 大企業マーケットの顧客基盤拡大

一定の規模以上の顧客に対して、外部チャネルの積極的な活用やセミナーの開催をはじめとしたマーケティング活動等の様々な手段により継続的にアプローチを行い、積極的な営業展開を図ってまいります。

3) ミドルマーケットの開拓

中堅企業に対して、多様な商品・サービスを個々のニーズに応じて提案し、ミドルマーケットにおける新規顧客開拓を推進してまいります。

4) 地方マーケットの開拓

地方拠点の営業リソースや販売チャネルを活用し、地方の新規顧客開拓を積極的に推進してまいります。

5) 効率的なオペレーション体制の構築

導入企業数、対象従業員数の拡大に伴う課題として、業界トップレベルの品質である商品・サービスを安定供給するためにも、オペレーション体制の更なる効率化に取り組んでまいります。

就業障がい者支援事業

就業障がい者支援事業で展開しているサービスについては、競合他社との差別化を意識した開発を行っておりますが、競争が激しくなる市場において、優位性を確保しつつシェアを拡大していくことが重要な課題と考えております。

1) GLTD販売

イ．新規顧客の獲得の強化

一定の規模以上の顧客に対して、GLTDに注力しているパートナー企業との連携や積極的なマーケティング活動等、様々な手段によりアプローチを行います。第4類団体（共通目的をもつ者により組織される会員団体）への本格展開等、より一層の新規顧客の獲得活動に取り組んでまいります。

ロ．ミドルマーケット参入のための基盤づくり

ミドルマーケット参入のため、同マーケット向けの商品開発、中堅企業との取引に業務基盤を有する企業との提携に取り組んでまいります。

ハ．新たな優位性の確立

GLTDの普及が進むことによって、これまでの実績や知見・ノウハウ面での優位性が相対的に低下していくことが考えられるため、新たな優位性の確立に取り組んでまいります。

2) 既存サービスの高度化

付帯サービスとして提供していた企業担当者及び退職者双方に対するサポートサービスについて、システムを刷新してサポート範囲及びサービスラインアップの拡充を図り、よりメリットのあるサービス開発及び提供を行ってまいります。

リスクファイナンス事業

当該事業は成熟したマーケットを対象としております。また、当事業では職域等のチャネルを通じて主に個人に対してサービス提供も行っており、適切な募集体制の構築に取り組むことや提供するサービス及びオペレーション体制を適宜見直すこと等により、効率的な業務運営を行うことが重要な課題と考えております。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

目標とする経営指標

当社グループでは、各事業において提供している各種サービスを多くの方に提供し、かつ、長期にわたって提供することを基本方針とし、事業規模の拡大と収益性の向上が当面の間重要な課題と認識しております。従いまして、連結売上高及び連結売上高経常利益率を重要な経営指標として位置付け、当該指標の向上に努めたいと考えております。

直近の状況を示すと、次の通りであります。

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
連結売上高(百万円)	2,857	3,964	4,482	4,897	5,263
経常利益(百万円)	240	630	827	926	954
連結売上高経常利益率(%)	8.4	15.9	18.5	18.9	18.1

2【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財政状態及び株価等、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。

当社グループはこれらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、当社グループの株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、別段の記載がない限り、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。また、以下の記載は、当社株式への投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、ご注意ください。

(1)事業に関するリスクについて

個人情報の取扱いについて

当社グループが行っている事業においては、ストレスチェック結果やカウンセリング情報といった、個人情報の中でも要配慮個人情報を多く扱っております。万一、要配慮個人情報を含む個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」に抵触する取扱いを行った場合、または、人為的、機械的その他何らかの理由により個人情報の漏洩が発生し、当社グループが適切な対応をとれない場合、事業に影響を与える可能性があります。その程度については、当該事象の事案の内容により様々であると認識しております。なお、当該リスクが顕在化する可能性は現時点では認識しておりません。当該リスクへの対応については、社内体制の構築とともに、顧問弁護士等との連携により個人情報保護法の遵守に努めております。また、2017年9月にJIS Q 15001個人情報マネジメントシステムに加えISO/IEC27001情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得し、情報セキュリティ対策強化を図っております。

法的規制について

1)メンタリティマネジメント事業について

当社グループが販売しているストレスチェック義務化対応商品は、労働安全衛生法の定める内容に適合している必要があります。新規に開発したストレスチェック義務化対応商品が労働安全衛生法の定める内容に適合していない場合、または労働安全衛生法の改正により既存のストレスチェック義務化対応商品が労働安全衛生法の定める内容に適合しなくなった場合、事業に影響を与える可能性があります。その影響の程度及び顕在化の可能性については、当社で軽減または排除できる性質のものではないことから、確定的な予測を行うことは困難であると認識しております。なお、当社グループとしては、現状において直接的に関係当局の監督等による規制は認識しておらず、当該リスクが顕在化する可能性は現時点では認識しておりません。当該リスクへの対応については、顧問弁護士及び担当部署による商品内容のチェックに努めております。また、今後当該事業に影響する何らかの規制を認識した場合には、適宜適切な対応を行っていく予定です。

2)就業障がい者支援事業及びリスクファイナンス事業について

就業障がい者支援事業におけるGLTD販売及びリスクファイナンス事業は、保険業法及びその関連法令並びにそれに基づく関係当局の監督等による規制、さらには社団法人生命保険協会及び社団法人日本損害保険協会による自主規制を受けた保険会社の指導等を受けて事業を運営しております。また、保険募集に際しては、上記「保険業法」のほか、「金融商品取引法」、「金融商品の販売等に関する法律」、「消費者契約法」、「不当景品類及び不当表示防止法」等の関係法令を遵守する必要があります。

しかしながら、保険契約者、関係当局その他の第三者から、当社グループの行為について、法令違反等の指摘を受ける可能性を完全に否定することはできず、関係当局等により法令違反と判断された場合は、登録取り消し等の罰則の適用を受ける可能性があります。その場合、当社グループの事業及び事業の継続性自体が重大な影響を受ける可能性があります。また、これらの法令や規制、制度等が変更された場合には当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。なお、当該リスクが顕在化する可能性は現時点では認識しておりません。当該リスクへの対応については、当社グループは、社内にコンプライアンス専任者を設置するとともに、各部にコンプライアンス担当者を設置し、これらの法令遵守に努めております。

そのほか、保険会社に対する関係当局の監督等により保険会社自身が行政処分を受けた場合、処分内容（商品の販売停止等）が保険会社だけでなく、行政処分を受けた保険会社の代理店全般に及ぶ場合があります。保険会社に対する処分内容によっては当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。当社グループでは複数の損害保険会社及び生命保険会社と代理店契約を結び、継続的にサービス提供が可能な体制を構築しております。

システム障害について

当社グループの各事業は、サービス提供にあたり積極的にシステムを活用しております。そのため、地震や水害等の自然災害、火災・電力供給の停止等の事故あるいはコンピュータウイルス等の外部からの不正な手段によるコンピュータへの侵入等により、ネットワークの切断、機器の作動不能や誤作動等の事態が生じた場合に、当社グループの事業に大きな影響を及ぼす可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性は皆無ではないものの、その蓋然性は低いものと認識しております。当該リスクへの対応については、耐障害性を高めるためのシステム投資を今後も継続的に行うとともに、外部の専門サービスを積極的に活用していく予定です。

提携先及び業務委託先との関係並びに代理店契約について

1) メンタリティマネジメント事業について

アドバンテッジEAPについては、当該サービスの提供を東京海上日動メディカルサービス株式会社と共同で行っておりますが、仮に同社との運用体制の見直し等が発生した場合には、当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。しかしながら、その影響は限定的であると判断しており、また、当該リスクが顕在化する可能性は現時点では認識しておりません。当該リスクへの対応については、同社との良好な関係維持に努めております。

また、WEB上で提供している各種サービスについては、システムの開発及び運用業務をシステム会社に委託しておりますが、システム会社が業務を円滑に遂行できない状況に陥った場合には、当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。当該リスクへの対応については、委託先の分散、及び委託先に過度に依存しない社内体制の構築に努めております。

なお、その他のサービスについても、業務委託契約に基づき他社のサービスを利用しているものもございますが、仮に当該業務委託契約の見直し等が発生した場合には、当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。しかしながら、その影響は限定的であると判断しており、また、当該リスクが顕在化する可能性は現時点では認識しておりません。当該リスクへの対応については、委託先との良好な関係維持に努めております。

2) 就業障がい者支援事業について

GLTD販売については、当社グループは損害保険会社からの代理店手数料収入という形で収益を確保することにより、顧客に対し安定的なサービス提供を図っております。しかしながら、万一取引保険会社の財政状態が悪化し、当該保険会社が破綻した場合、当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

3) リスクファイナンス事業について

当社グループでは複数の損害保険会社及び生命保険会社と代理店契約を結ぶことで、顧客に対し安定的なサービス提供を図っております。しかしながら、取引保険会社の財政状態が悪化し、当該保険会社が破綻した場合、当該保険会社に係る当社グループの保有保険契約が失効・解約されること等により、当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。また、当該事業においては、アフラック生命保険株式会社の売上が大きな比重を占めております。今後、上記理由等により当該保険会社に係る当社グループの保有保険契約が継続されない場合、当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。

競合について

1) メンタリティマネジメント事業について

メンタリティマネジメント事業は、今後も成長性が見込まれており、新規参入企業が増加しております。将来において、競合他社が画期的な商品やサービスを開発することにより、当社グループの優位性が失われた場合には、当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。当該リスクへの対応について、当社グループでは、常に市場や顧客ニーズに対応した商品開発を行い、サービスレベルや専門性の向上に努め、トップシェア企業としての優位性を確保し続けてまいります。

2) 就業障がい者支援事業について

当社グループは、GLTD販売を中心に就業障がい者支援事業を展開しておりますが、保険代理店業界においては、競争が激しく集約化と淘汰が急速に進んでおります。競合他社の専門性高まりや提携関係の見直し等の結果、当社の優位性が失われた場合には、当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。当該リスクへの対応について、当社グループは、GLTDの周辺領域での新サービス提供等による差別化を図り、かつ、マーケットを保有する保険会社や事業会社と提携することにより、競争優位性を確保しております。

3) リスクファイナンス事業について

リスクファイナンス事業では、保険代理店間の競争が激しく集約化と淘汰が急速に進んでおります。当該集約化等がなされることにより、当社グループの事業に影響を与える可能性があります。

(2) 当社の組織体制について

代表取締役社長への依存について

当社グループの創業者であり代表取締役社長である鳥越慎二は、当社グループの経営方針や戦略の決定を始め、取引先との交流等に重要な役割を果たしております。しかしながら、何らかの要因により鳥越慎二が意思決定または業務執行することが出来ない事態が生じた場合には、当社グループの事業及び経営成績、その後の事業展開等に影響を与える可能性があります。当該リスクへの対応について、当社グループは、業容の拡大に伴い外部から高い能力の人材を確保するとともに、内部昇進や権限委譲により、鳥越慎二に過度に依存しない経営体制の構築を進めております。

人材の確保について

当社グループが今後成長していくためには、法人顧客へ適切な提案を行う営業担当者、業務効率改善を進めることができる事務担当者、各事業の専門分野に精通した専門家等、事業拡大のために人材の確保が必要不可欠と考えております。当社グループが求める人材が十分に確保できなかった場合、あるいは現在在職している人材が流出するような場合には、当社グループの事業及び経営成績、その後の事業展開等に影響を与える可能性があります。当該リスクへの対応について、当社グループは現在、中途採用を中心に新卒採用も含めて採用活動を通年にわたって展開し、人事制度や就業環境の整備等を通じて優秀な人材の確保に努めるとともに、階層別に体系化した各種研修制度を導入することにより人材の育成に取り組んでおります。

(3) その他のリスクについて

M & Aに伴うのれんの償却及び減損損失の可能性について

当社グループは、事業規模の拡大や営業基盤の拡大により、収益性や競争力の向上を図るため、資本・業務提携等を実施しております。当社グループといたしましては今後も積極的にM & Aを行う予定であり、譲受対価によっては償却費用が増加し、結果として当社の業績の変動を大きくする可能性があります。また、のれん計上後の事業環境の変動により、のれんの超過収益力が著しく低下した場合には、減損損失が発生し当社グループの事業及び経営成績等に影響を与える可能性があります。なお、当該リスクが顕在化する可能性は現時点では認識しておりません。当該リスクへの対応について、当社グループでは、投資委員会においてM & A案件の妥当性及び合理性等を慎重に審議して投資を決定し、投資後の進捗についても必要に応じて取締役会において報告を行い、投資案件を適切に管理する体制を整備しております。

事業の売却等について

当社グループは、キャッシュ・フロー及び財務基盤の強化や事業の経営資源の集中等を図るため、事業の売却や保有契約の売却等を実施してきております。今後もこうした事業の売却等を当社の置かれている経営環境に応じて実施していくものと考えておりますが、当該事業の売却等による事業構造の変化等により、その後の事業展開等に影響を与える可能性があります。なお、当該リスクが顕在化する可能性は現時点では認識しておりません。当該リスクへの対応について、当社グループでは、事業の売却等の実施前に、発生しうる損益インパクトやその他の事業に与える影響、様々なリスク等を考慮した上で、実施いたします。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響については、在宅化を始めとする急激な環境の変化によるストレス対策としてのカウンセリングニーズの高まりといったアップサイドはあるものの、企業活動が大幅に制限されることによる通常営業活動の停滞や企業の経費節減志向の高まり、また、当社サービスの重要な一つである集合研修の延期や中止などによる影響に留意する必要があります。一方で、当社の属するメンタリティマネジメント事業及び就業障がい者支援事業の市場の潜在的な成長力は中長期的には変わりなく、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は一時的と考えており、「アドバンテッジタフネスシリーズ」や「H - ARM - ONLY（ハーモニー）」へのシステム追加開発や、研修のオンライン受講ニーズを捉えたソリューションの開発等、引き続き積極的な投資を実施していく予定です。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、企業収益は堅調に推移し、景気は緩やかな回復基調を辿っていましたが、年明け以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により足元で大幅に下押しされており、今後もさらなる下振れリスクが懸念される厳しい状況が続くと見込まれています。

このような経済状況の下、当社は、2018年8月に策定した「中期経営計画2020」（2018年度～2020年度）に基づき、新規顧客の開拓や既存顧客との取引深耕に取り組むとともに、既存事業で培ってきた強みを活かして周辺領域へのビジネス拡大を推進いたしました。メンタリティマネジメント事業においては、健康経営・人材開発支援事業のプラットフォームを確立し、また、就業障がい者支援事業においては、仕事と疾病・育児・介護等との両立支援事業のプラットフォームを確立することにより、企業の生産性を最大化するとともに人々が安心して働ける環境を整備することを経営ビジョンとした事業活動を展開いたしました。

当連結会計年度の売上高につきましては、メンタリティマネジメント事業および就業障がい者支援事業が伸長し、増収となりました。

一方、費用面につきましては、顧客拡大に伴いオペレーション関連コストが増加したほか、各事業の成長戦略を見据えた諸施策を実施した結果、経費負担が増加いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は5,263百万円（前期比7.5%増）、営業利益は952百万円（前期比2.6%増）、経常利益は954百万円（前期比3.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は639百万円（前期比4.0%増）となりました。

報告セグメントの業績は以下のとおりです。

（メンタリティマネジメント事業）

当事業におきましては、健康経営・人材開発支援事業のプラットフォーム確立に向け、ストレスチェック結果に基づく職場環境改善や組織活性化のためのソリューション商品のラインアップ拡充を図り、企業の健康経営・人材開発を支援する事業領域でのビジネス拡大に取り組みました。また、ミドルマーケットをターゲットとした新規顧客開拓の専任部署設置、WEBを活用した遠隔地向けリモート営業体制構築等、営業活動の効率化に取り組むとともに、ハラスメント対策や健康経営推進といった、顧客企業の組織課題解決への関心の高まりに対応したテーマ別セミナー開催等のマーケティング活動を推進いたしました。なお、本年2月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部のソリューション商品の提供が困難になりましたが、オンラインによる研修サービス提供等、今後の業務環境の変化を見据えた対応を実施いたしました。

当連結会計年度の売上高につきましては、法制化対応商品「アドバンテッジタフネスシリーズ」に加え、産業医紹介サービスや各種ソリューション商品の売上伸長により増収となりました。費用面につきましては、サービス提供先および利用者数増加に伴うオペレーション関連コストが増加したことに加え、中期経営計画を踏まえた新たな商品及びサービス開発体制の強化や、ストレスチェック後のソリューション商品提供に注力した営業活動への積極的な人的資源の投下を実施した結果、経費負担が増加しました。

これらの結果、メンタリティマネジメント事業の売上高は3,938百万円（前期比8.6%増）、営業利益は1,059百万円（前期比6.5%増）となりました。

（就業障がい者支援事業）

当事業におきましては、特に、新たな連携先との関係構築および既存連携先との関係深化によるGLTD（Group Long Term Disability：団体長期障害所得補償保険）の新規顧客開拓に取り組みました。また、両立支援事業のプラットフォーム確立に向け、既存の休職者・復職者管理システム「H-ARM-ONLY（ハーモニー）」の改良、刷新による新システム開発を推進いたしました。新システムにつきましては、産休・育休・介護休業等、多様な顧客ニーズに対応することを第一義とし、開発作業と併行して、新システム活用による休業者・復職者管理実務のリスクと負担軽減を訴求した営業活動を展開いたしました。

当連結会計年度の売上高につきましては、新規契約獲得による増収が売上伸長に寄与いたしました。費用面につきましては、今後の事業展開を見据えた要員の配置および新システム構築に係る投資を先行的に実施した結果、人件費および関連諸費用が増加いたしました。

これらの結果、就業障がい者支援事業の売上高は989百万円（前期比6.3%増）、営業利益は278百万円（前期比26.8%減）となりました。

(リスクファイナンス事業)

主に企業等に勤務する個人を対象として保険商品を販売している当事業におきましては、当連結会計年度の売上高は前期比で若干の減収となりました。費用面につきましては、効率的なオペレーション業務体制の維持によりコスト抑制に努めました。

これらの結果、リスクファイナンス事業の売上高は335百万円（前期比1.6%減）、営業利益は268百万円（前期比4.7%減）となりました。

なお、財政状態については、「(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 財政状態の分析」をご参照ください。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は前連結会計年度末より356百万円増加し、2,982百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は855百万円（前期比18.6%減）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が954百万円となったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は334百万円（前期比89.4%増）となりました。これは主に、無形固定資産の取得に伴う支出が219百万円になったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は164百万円（前期比61.4%減）となりました。これは、配当金の支払が169百万円生じたことによるものです。

生産、受注及び販売の実績

販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前期比(%)
メンタリティマネジメント事業(千円)	3,938,931	8.6
就業障がい者支援事業(千円)	989,105	6.3
リスクファイナンス事業(千円)	335,335	1.6
合計(千円)	5,263,372	7.5

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
東京海上日動火災保険株式会社	539,004	11.0	529,625	10.1

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は前連結会計年度末より459百万円増加し、5,474百万円となりました。流動資産は383百万円増加し、4,282百万円となりました。これは主に、当期間の経営成績の結果により現金及び預金が増加したことによるものです。固定資産は75百万円増加し、1,191百万円となりました。これは主に無形固定資産の取得によるものです。

当連結会計年度末の負債は前連結会計年度末より23百万円減少し、2,101百万円となりました。流動負債は24百万円減少し、2,031百万円となりました。これは主に、未払法人税等が減少したことによるものです。固定負債は69百万円となりました。

当連結会計年度末の純資産は前連結会計年度末より483百万円増加し、3,373百万円となりました。これは主に、当連結会計年度の経営成績の結果により利益剰余金が増加したことによるものです。

なお、保険会社に帰属する保険料で当社の口座に残高のあるものについては、保険代理店勘定及び保険料預り金として対照勘定処理を行っております。これらを除いた場合の自己資本比率は65.5%となります。

経営成績の分析

当連結会計年度の売上高は、前期比7.5%増の5,263百万円となりました。メンタリティマネジメント事業の売上高は、改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック義務化に対応した企業向けサービス「アドバンテッジタフネス」の売上が伸長し、前期比8.6%の増収となりました。就業障がい者支援事業につきましては、新規契約獲得及び既存契約における加入者数増加等の要因により前期比6.3%の増収となりました。また、リスクファイナシング事業につきましては、前期比1.6%減と若干の減収となりました。

当連結会計年度の営業利益は、前期比2.6%増の952百万円となりました。これは、人件費等の費用負担が増加したためによるものです。

当連結会計年度の経常利益は、前期比3.1%増の954百万円となりました。

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は、前期比3.1%増の954百万円となりました。

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比4.0%増の639百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に関する情報

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益（954百万円）及び減価償却費（219百万円）の計上に対して、法人税等の支払（357百万円）等があり、855百万円の資金の増加となりました。一方、投資活動によるキャッシュ・フローは、無形固定資産の取得（219百万円）を主な要因として334百万円の資金の使用となり、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払（169百万円）があり、164百万円の資金の使用となりました。

この結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物は前連結会計年度末から356百万円増加し、2,982百万円となりました。

当社グループの資金の流れは、数ヶ月間の営業活動を実施の後、サービス提供に応じた売上が計上され、役務提供の開始後約1ヶ月後に現金が振り込まれる、という構造をとる事業が大半であり、資金の収支に関するタイムラグはあまり大きくはありません。その一方で、当社グループはM & Aの機動性を高めるために、ある程度手元流動性を厚めに保有しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しているとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

(1) メンタリティマネジメント事業

東京海上日動メディカルサービス株式会社との契約が該当します。

相手方	東京海上日動メディカルサービス株式会社
契約書名	共同事業に関する業務提携契約書
契約締結日	2002年4月1日
契約期間	契約締結日より1年間。但し、1ヶ月前までに当事者双方のいずれからも異議の申し立てのない場合は、1年ごとに自動的に更新される。
主な契約内容	メンタルヘルスケアに関わるサービスを共同開発、運営することに関する契約

(2) 就業障がい者支援事業

損害保険会社との代理店委託契約が該当します。一般的に、保険代理店委託契約は品目別に委託契約を締結するという内容ではなく、代理店契約を締結することによって契約相手である保険会社が許認可を受け、販売している商品を原則扱うことが出来るという内容となっております。当社グループが保険代理店として代理店委託契約を締結している損害保険会社については、以下のとおりとなっております。

(3) リスクファイナンス事業

生命保険会社及び損害保険会社との代理店委託契約が該当します。一般的に、保険代理店委託契約は品目別に委託契約を締結するという内容ではなく、代理店契約を締結することによって契約相手である保険会社が許認可を受け、販売している商品を原則扱うことが出来るという内容となっております。当社グループが保険代理店として代理店委託契約を締結している生命保険会社及び損害保険会社は、以下のとおりとなっております。

代理店委託契約状況

損害保険会社との代理店契約（12社）

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
 A I G 損害保険株式会社
 共栄火災海上保険株式会社
 損害保険ジャパン株式会社（2020年4月1日付で損害保険ジャパン日本興亜株式会社から商号変更）
 C h u b b 損害保険株式会社
 チューリッヒ保険会社
 東京海上日動火災保険株式会社
 日立キャピタル損害保険株式会社
 三井住友海上火災保険株式会社
 明治安田損害保険株式会社
 ユーラーヘルメス信用保険会社

生命保険会社との代理店契約（7社）

アフラック生命保険株式会社
 オリックス生命保険株式会社
 S O M P O ひまわり生命保険株式会社
 第一生命保険株式会社
 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
 三井住友海上あいおい生命保険株式会社
 メットライフ生命保険株式会社

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の主なものは、各種サービス提供に関連したソフトウェア開発等であり、総額284,699千円の設備投資を実施しました。

メンタリティマネジメント事業における設備投資は、132,653千円であります。その主なものは、ソフトウェアの開発等であります。

就業障がい者支援事業における設備投資は、108,596千円であります。その主なものは、ソフトウェアの開発等であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物附属 設備 (千円)	工具、器 具及び備 品 (千円)	ソフトウエ ア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都目黒区)	メンタリティマネ ジメント事業 他	事務所等	90,512	44,846	473,217	608,576	255(31)
アドバンテッジ 相談センター (東京都目黒区)	メンタリティマネ ジメント事業	カウンセリ ングルーム	18,251	576	-	18,828	19(7)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価格「ソフトウェア」は、ソフトウェア仮勘定を含んでおります。

3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

4. 上記金額には資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

特記すべき事項はありません。

(2) 重要な改修

特記すべき事項はありません。

(3) 重要な設備の売却

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,500,000
計	36,500,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	17,243,200	17,243,200	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	17,243,200	17,243,200	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	2014年9月18日	2017年8月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2名 執行役員 2名 従業員 40名	取締役 1名
新株予約権の数(個)	386	671
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 77,200	普通株式 67,100
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注2、3、5)	1株あたり546	1株あたり1,429
新株予約権の行使期間	自 2017年9月19日 至 2020年9月18日	自 2019年8月8日 至 2027年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円) (注1、5)	発行価格 821 資本組入額 411	発行価格 2,191 資本組入額 1,096
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権 を行使することができない。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決 議による承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注4)	

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項はありません。

(注)

1. 新株予約権の発行後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、3.(2)の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、下記3.に定める調整に服する。

3. 行使価額の調整

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

- (3) 上記(1)及び(2)に定める場合のほか、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記2.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下に準じて決定する。

以下の、
、
又はの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

以下に準じて決定する。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

5. 2017年2月16日開催の取締役会決議により、2017年4月1日付にて1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2018年6月22日開催定時株主総会決議

決議年月日	2018年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び使用人(人数は未定)
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式100,000株を上限とする(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	未定(注)2、3
新株予約権の行使期間	発行決議後2年を経過した日から8年間
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)

1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、3.(2)の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という)の平均値(1円未満の端数は切り上げる)又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記3.に定める調整に服する。

3. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(3) 上記(1)及びに定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記2.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下に準じて決定する。

以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

以下に準じて決定する。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2017年4月1日 (注1)	8,540,200	17,080,400	-	283,944	-	245,447
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注2)	73,800	17,154,200	30,296	314,241	30,292	275,739
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注2)	80,400	17,234,600	33,004	347,245	33,004	308,744
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注2)	8,600	17,243,200	3,530	350,775	3,530	312,274

(注) 1. 2017年4月1日付をもって1株を2株に株式分割し、発行済株式総数が8,540,200株増加しております。

2. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	19	26	11	50	11	2,676	2,793	-
所有株式数 (単元)	-	18,314	2,655	316	32,612	11,144	107,355	172,396	3,600
所有株式数の割合 (%)	-	10.62	1.54	0.18	18.92	6.46	62.27	100	-

(注) 1. 自己株式300,530株は、「個人その他」に3,005単元及び「単元未満株式の状況」に30株を含めて記載して
おります。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、100単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
鳥越 慎二	東京都渋谷区	4,509,800	26.62
笹沼 泰助	東京都渋谷区	2,685,700	15.85
SIX SIS AG FOR RICHARD LEE FOLSOM (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	109 REPULSE BAY ROAD ,9A HARSTON, HONG KONG, HONG KONG (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 決済事業部)	1,346,300	7.95
フォルソム タ起子	東京都杉並区	1,040,000	6.14
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	996,400	5.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	502,200	2.96
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	293,900	1.73
前波 範彦	東京都世田谷区	262,700	1.55
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	東京都中央区築地七丁目18番24号 (東京都中央区晴海一丁目8番11号)	200,000	1.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	196,800	1.16
計	-	12,033,800	71.03

(注) 上記のほか当社所有の自己株式300,530株があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 300,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,939,100	169,391	単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 3,600	-	-
発行済株式総数	17,243,200	-	-
総株主の議決権	-	169,391	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が10,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数100個が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社アドバンテ ッジリスクマネジメ ント	東京都目黒区上 目黒二丁目1番 1号	300,500	-	300,500	1.74
計	-	300,500	-	300,500	1.74

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	300,530	-	300,530	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに取得した自己株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要事項の一つとして位置付けております。このような観点から、当社を取り巻く経営環境や以下の配当方針によって剰余金の配当等を決定することとしております。

配当につきましては、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案した上、連結配当性向25～30%程度を念頭に安定的・継続的に実施することを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、今後の事業展開に対応すべく、事業拡大や競争力強化のためのM&A、新規事業や新サービスの開発、事業拡大に対応した人材の確保、財務体質の強化等、有効な投資を実施してまいりたいと考えております。

当社は、配当の回数につきましては具体的な回数を定めておりませんが、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めており、配当を実施する場合には、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会での決議を必要としております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
2020年6月24日定時株主総会決議	186,369	11.0

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお得意様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針としております。その実現のために、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人などを中心とした企業統治の体制を整備するとともに、内部統制システム及びリスク管理体制の一層の改善・整備を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に努めていきたいと考えております。

また、株主・投資家の皆様へは、会社情報の適時開示に係る社内体制により、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、経営の透明性を高めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

1) 当社の企業統治の体制の状況

当社は、監査役設置会社として、株主総会のほか以下の機関を設置しております。

取締役会は、当社の規模等に鑑み機動性を重視し、取締役5名(うち、社外取締役3名)、監査役3名(うち、社外監査役2名)の体制をとっております。取締役会は、経営の意思決定機関として、法令及び定款に基づく決議事項のほか中期経営計画及び年度計画の決定など取締役会規則に定められた事項を決定するとともに、取締役の職務の執行の状況を監督しております。原則月1回の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役社長が、定款の定めにより、取締役会を招集し、議長に就任いたします。当社の取締役会の構成員は、後記の(2)「役員の状況」のとおり、鳥越慎二氏(代表取締役社長)、森光威文氏(取締役)、余田拓郎氏(独立社外取締役)、江幡真史氏(独立社外取締役)及び寺原真希子氏(独立社外取締役)の5名の取締役であります。また、監査役3名も出席しております。

取締役は、株主総会にて選任されます。取締役は、取締役会に出席して当社の意思決定に参画するほか、代表取締役を含む取締役の職務の執行を監督しております。当社では、上記のとおり、現在5名の取締役が就任しており、各事業の経営や喫緊の課題に精通した社内取締役2名(代表取締役1名を含む)と、これまでの豊富な経験及び幅広い見識を持ち、独立した立場から積極的な発言をいただける社外取締役3名で構成されております。

代表取締役は、取締役会において取締役の中から選定され、当社を代表して、業務執行しております。当社の代表取締役は、上記のとおり、鳥越慎二氏の1名であります。

当社は、経営責任と業務執行責任を明確にすると同時に、権限委譲による業務執行の迅速化を図ることを目的として執行役員制度を導入しております。当社の執行役員は、社長執行役員鳥越慎二氏(代表取締役社長兼務)、専務執行役員森光威文氏(取締役兼務)、上席執行役員住田健介氏、上席執行役員江原 徹氏及び執行役員廣瀬光紀氏の5名であります。

監査役会は、当社の規模等に鑑み機動性を重視し、監査役3名(うち、社外監査役2名)の体制をとっております。監査役会は、監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定、監査報告の作成などをしております。監査役会は、原則月1回開催されるほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は、監査役会規則により、常勤監査役及び監査役会の議長(招集者兼務)を選定しております。当社の監査役会の構成員は、後記の(2)「役員の状況」のとおり、堀越 直氏(常勤監査役、独立社外監査役)、縫田駿一氏(監査役)及び林 隆夫氏(社外監査役)の3名の監査役であります。

監査役は、株主総会において選任されます。監査役は、取締役会、監査役会等当社の重要な会議に出席するほか、監査役会が定めた監査計画に基づき会計及び業務執行の適法性について監査しております。

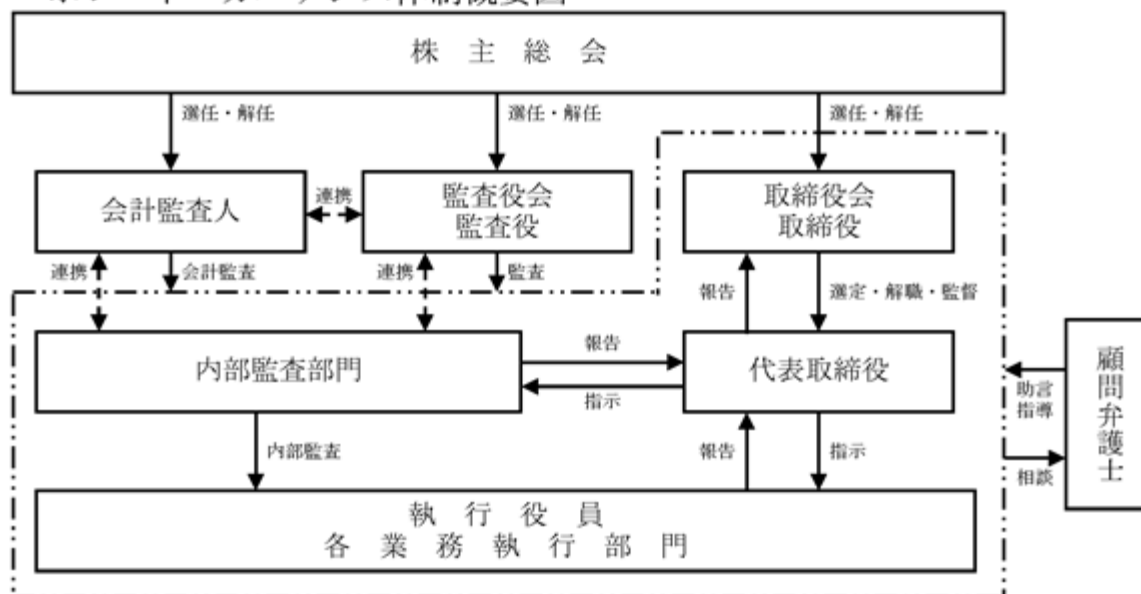
常勤監査役は、監査役会において監査役の中から選定されます。当社の常勤監査役は、上記のとおり、堀越 直氏の1名であります。

会計監査人は、監査役承認の下、株主総会において選任されます。当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。また、会計監査人に正確な経営情報を迅速に提供するなど公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

2) 当該体制を採用する理由

当社は、監査役設置会社であり、監査役3名中2名の社外監査役を選任し、客観的かつ中立的な立場からの経営の監査機能を確保するとともに、社外取締役3名を登用することにより、取締役会等において独立した立場から積極的な発言をいただき、業務執行を監督する取締役会の機能を強化しております。このように、経営からの独立性の高い監査・監督機能の充実に努めることが合理的であると判断し、現在の企業統治の体制を採用しております。

コーポレート・ガバナンス体制概要図



企業統治に関するその他の事項

1) 内部統制システムの状況

当社グループの内部統制システムは、後記のとおり、取締役会において内部統制システムに関する基本的な方針である業務の適正を確保するための体制について定めるとともに、内部監査部門により、その整備・運用状況の評価がなされ、改善事項の指摘・指導、改善事項の改善状況の確認を実施しております。また、顧問弁護士からは、法律上の判断を必要とする場合、適時に助言・指導を受けております。

当社は、2015年5月21日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制等の整備に関する基本方針（内部統制システムに関する基本方針）を一部改正する決議をいたしました。改正後の内部統制システムに関する基本方針の内容は、以下のとおりであります。

内部統制システムに関する基本方針

1. 当社及び当社子会社（以下「ARMグループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) ARMグループの取締役及び使用人は、法令遵守は当然のこととして、高い倫理観に基づき誠実に行動することが求められる。ARMグループにおける企業倫理は、企業理念、経営方針及び行動指針等に定める。
- (2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、事業が適正かつ効率的に運営されることを確保するため、取締役及び使用人が実践すべき行動の基準を定めた規程等を整備し、その周知と運用の徹底を行う体制を構築する。
- (3) 内部通報制度の利用を促進し、ARMグループにおける法令違反、企業倫理に反する行為又はその恐れのある事実の早期発見、対策及び再発防止に努める。
- (4) 取締役会は、定期的に取り締役から職務執行状況等の報告を受け、業務の適正確保に課題のある際は速やかに対策を講ずる。
- (5) 反社会的勢力による不当要求等への対応を定めるとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。
- (6) 内部監査部門は、各部門の業務執行状況を監査し、その結果を取締役社長に報告するものとする。被監査部門は、是正及び改善の必要があるときには、速やかに対策を講ずる。
- (7) 上記のほか、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料と共に保存する。文書の保管については文書保管部署を定め、関連資料と共に適切な方法、かつ、検索容易な状態で、確実に保存・管理することとする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

3. A R Mグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを構築・整備する。
- (2) 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、対応を迅速に行うとともに全社的かつ必要であれば企業グループとしての再発防止策を講ずる。
- (3) 経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応方針及びリスク管理の観点から重要な事項については十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
- (4) 上記のほか、より全社的なリスク管理体制を検討し、適宜実施する。

4. A R Mグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会が定める経営機構及び職務分掌に基づき、取締役会において選任される執行役員に業務の執行を行わせる。
- (2) 取締役会は、A R Mグループの効率的な事業運営と経営の監視・監督体制の整備を行う。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (4) グループ全体の事業活動の総合調整、業務執行に関する意思統一及び事業部における重要な意思決定を機動的に行うため、グループ全体の適切な会議体を設置し、開催する。
- (5) 連結ベースの事業計画に基づき、グループ全体の予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- (6) グループ全体の経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。

5. A R Mグループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) A R Mグループ各社は、A R Mグループの企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。
- (2) A R Mグループに属する会社間の取引は、関係法令・企業会計原則その他の社会規範に照らし適切に行う。
- (3) A R Mグループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、グループ各社の経営管理に関する規程を定め、これに基づいて子会社管理を行うものとする。また、子会社の営業状況の進捗を管理するとともに、当社グループ全体として機動的な意思決定と戦略の調整を行うため、定期的なレビューを行う。
- (4) A R Mグループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社での審議及び取締役会への付議を行う。
- (5) 内部監査部門は、A R Mグループ各社の法令及び定款、規程の遵守体制についての監査を実施又は統括し、A R Mグループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
- (6) A R Mグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- (7) A R Mグループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、一層の統制強化を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 実効的な監査役監査を行うためにその職務を補助する人員、組織の設置を監査役から要請された場合には、監査役との協議により定めるものとする。
- (2) 監査役の職務を補助する使用人の人事については監査役会の同意を得る。また、監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従う。

7. A R Mグループの取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

- (1) A R Mグループ各社の取締役社長は、当社の監査役に対し取締役会等重要な会議への出席の機会を提供する。
- (2) A R Mグループ各社の取締役及び使用人等は、当社の監査役に対し事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部門は内部監査の結果等を報告する。
- (3) 取締役及び使用人は、法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) A R Mグループ各社の取締役社長は定期的に当社の監査役と情報交換を行う。
- (2) A R Mグループの取締役及び使用人等は、当社の監査役の求めに応じ、職務執行状況を当社の監査役に報告し、その職務に係る資料を開示する。
- (3) A R Mグループの取締役は、上記のほか、当社の監査役の監査が実効的に行われるよう協力する。

9. 上記7. を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行ったA R Mグループの取締役及び使用人等は、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けることはない。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行において生ずる費用は、その費用を会社が負担する。

2) リスク管理体制の状況

A R Mグループの取締役及び使用人は、法令遵守は当然のこと、企業理念及び行動指針等に定められた企業倫理に基づき誠実に行動することが求められております。さらに、内部者取引防止等の社内研修も適宜行うなどコンプライアンス強化に努めているほか、コンプライアンスに抵触する事案の社内通報制度として相談窓口を社内外に設置しており、事案の早期把握と速やかな対応に努めるとともに、内部通報者の保護にも十分配慮した運用体制を構築しております。また、顧問弁護士からは、法律上の判断を必要とする場合、適時に助言・指導を受けております。

取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

社外取締役との責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を可能にすることを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 社長執行役員 経営管理本部管掌 マーケティング本部管掌 ミドルマーケット開発本部管掌 両立支援事業本部管掌 内部監査部管掌 健康管理室管掌	鳥越 慎二	1962年8月 15日生	1994年11月 ㈱アドバンテッジパートナーズパートナー 1995年1月 ㈱アドバンテッジインシュアランスサービス設立、代表取締役社長 1999年3月 当社設立、代表取締役社長 2004年3月 ㈱フラッグアドバンテッジ(現㈱ARM総合研究所)代表取締役社長(現任) 2008年10月 当社代表取締役社長兼社長執行役員(現任)	注3	4,509,800
取締役 専務執行役員 メンタリティマネジメント部門 管掌 健康経営事業本部管掌	森光 威文	1968年8月 8日生	1991年4月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社 2003年4月 同社マネジャー 2007年1月 同社パートナー 2017年4月 当社入社、常務執行役員 2017年6月 当社取締役兼常務執行役員 2020年6月 当社取締役兼専務執行役員(現任)	注3	133,000
取締役 (社外取締役)	余田 拓郎	1960年8月 25日生	1984年4月 住友電気工業㈱入社 1998年4月 名古屋市立大学経済学部専任講師 2000年4月 同大学助教授 2002年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科助教授 2007年4月 同大学大学院経営管理研究科教授(現任) 2009年3月 ㈱竹尾社外監査役(現任) 2011年6月 当社社外取締役(現任)	注3	-
取締役 (社外取締役)	江幡 真史	1955年8月 24日生	1980年4月 ㈱ダイエー入社 1995年9月 ㈱ダイエーオーエムシー(現㈱セディナ)出向 2000年5月 同社取締役 2002年9月 ㈱オーエムシーカード(現㈱セディナ)取締役 2004年5月 同社常務取締役 2006年9月 同社代表取締役社長兼COO 2009年4月 ㈱セディナ代表取締役副社長 2012年6月 同社取締役副会長 2013年6月 同社特別顧問 2013年6月 当社社外取締役(現任) 2020年4月 東京保健医療専門職大学リハビリテーション学部教授(現任)	注3	-
取締役 (社外取締役)	寺原 真希子	1974年12月 23日生	2000年4月 長島・大野・常松法律事務所入所 2003年5月 銀座シティ法律事務所入所 2008年1月 メリルリンチ日本証券㈱入社 2010年9月 榎本・寺原法律事務所(現弁護士法人東京表参道法律事務所)共同代表(現任) 2018年6月 当社社外取締役(現任) 2019年3月 日本フェイウィック㈱社外取締役(現任)	注3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役 (社外監査役)	堀越 直	1951年3月 21日生	1973年4月 ㈱日本長期信用銀行(現㈱新生銀行) 入行 2001年5月 同行人戦略本部次長 2005年2月 当社監査役 2006年6月 当社常勤監査役(現任) 2009年9月 ㈱フラッグアドバンテッジ(現㈱ARM総合研究 所) 監査役(現任)	注4	-
監査役	縫田 駿一	1946年3月 30日生	1968年4月 ㈱日本長期信用銀行(現㈱新生銀行) 入行 1988年4月 同行ロンドン支店副支店長 1993年10月 同行本店法人営業第一部長 1998年6月 ㈱長栄代表取締役社長 1999年6月 ㈱日本長期信用銀行(現㈱新生銀行) 退職 1999年7月 ㈱長栄アドバンテッジ取締役副会長 2003年9月 ㈱アドバンテッジインシュアランスサービス取締 役 2006年6月 当社監査役(現任)	注4	26,000
監査役 (社外監査役)	林 隆夫	1940年3月 16日生	1962年4月 日本軽金属㈱入社 1979年6月 同社監査室長 1992年6月 同社営業本部営業企画部長 1998年3月 日本ナショナル製罐㈱監査役 1999年6月 日本電極㈱監査役 1999年6月 日軽熱交㈱監査役 2001年6月 理研軽金属工業㈱監査役 2006年6月 当社監査役(現任)	注4	-
計					4,668,800

(注) 1. 取締役余田拓郎、江幡真史及び寺原真希子は社外取締役であります。

2. 監査役堀越 直及び林 隆夫は社外監査役であります。

3. 2020年6月24日開催定時株主総会の終結の時から、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時まで。

4. 2018年6月22日開催定時株主総会の終結の時から、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時まで。

5. 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。

補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
紅林 優光	1965年7月11日生	1989年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入社 1995年6月 同監査法人退社 1995年7月 太田昭和アーンストアンドヤング㈱(現EY税理士法人)入社 1999年9月 同社退社 1999年10月 紅林公認会計士事務所代表(現任) 2000年5月 ㈱アクティス監査役(現任) 2001年2月 ㈱東京リアルティ・インベストメント・マネジメント監査役 (現任) 2017年8月 サイバーステップ㈱監査役(現任)	-

6. 当社は、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。社外取締役以外の取締役2名は執行役員を兼務しております。また、取締役を兼務している執行役員以外の執行役員は3名おり、廣瀬光紀、江原 徹及び住田健介の各氏が構成されております。

社外取締役及び社外監査役について

- 1) 当社は、社外取締役を3名、社外監査役を2名それぞれ選任しております。
- 2) 当社は、高い独立性と専門的な知見に基づき、経営からの客観性・中立性を確保し、経営の監視機能を果たすことが、社外取締役及び社外監査役の機能及び役割と考えております。現在の社外取締役及び社外監査役は当該役割を十分に果たしており、当社として選任状況は適切であると認識しております。
- 3) 社外取締役は、取締役会への出席のほか、当社代表取締役とのミーティング等により、経営の監視機能の確保を図っております。
- 4) 常勤監査役に選定されている社外監査役は、取締役会への出席や、当社代表取締役との定期的なミーティング、重要な社内会議への参加、重要書類の閲覧、内部監査部門との情報共有・意思疎通、会計監査人との定期的なミーティング等、より事業活動に近い位置での監査実施に注力しており、経営の監視機能及び客観性・中立性の確保を図っております。
- 5) 社外取締役の選任において、経営に関する専門的な知見を有していること及び当社との関係において客観性・中立性を確保できることを考慮することにより、社外取締役の独立性を確保しております。また、社外監査役の選任において、財務・会計に関する相当程度の知見を有していること及び当社との関係において客観性・中立性を確保できることを考慮することにより、社外監査役の独立性を確保しております。当社の社外取締役及び社外監査役は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の資格を充たしており、このうち社外取締役3名及び社外監査役1名は、同取引所の独立役員に指定し、届け出ております。上記の選任方針と独立性に関する基準に照らし、当社の社外取締役及び社外監査役は当社との間に、人的関係、資本的關係及び取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有していると判断しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役監査の組織は、監査役3名の体制をとっており、うち常勤監査役は1名であります。また、監査役会を設置しております。

監査役監査の人員は、以下のとおりであります。

- ・常勤監査役堀越 直氏は、株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）に1973年4月から2005年3月まで在籍し、通算32年にわたる銀行業務を通じて決算手続並びに財務諸表等に精通しております。
- ・監査役縫田駿一氏は、株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）に1968年4月から1998年5月まで在籍し、通算31年にわたる銀行業務を通じ、さらに1998年6月から2003年8月まで株式会社長栄の代表取締役社長、株式会社長栄アドバンテッジの取締役副会長を歴任し、決算手続並びに財務諸表等に精通しております。
- ・監査役林 隆夫氏は、日本軽金属株式会社及びそのグループ企業に1962年4月から2005年6月まで在籍し、その間1979年6月から1999年4月までの間、通算11年にわたり同社監査室長を務めたほか、日本ナショナル製罐株式会社をはじめとして同社グループ企業4社の監査役の任に通算7年あり、決算手続並びに財務諸表等に精通しております。

監査役会は、原則月1回開催し、当事業年度では合計13回開催いたしました。各監査役は、いずれの監査役会にも出席し、監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定、監査報告の作成などをしております。また、監査役は、取締役会、監査役会等当社の重要な会議に出席するほか、監査役会が定めた監査計画に基づき会計及び業務執行の適法性について監査しております。監査役と代表取締役社長は定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況等について意見交換を行っております。

監査役は、内部監査部門及び会計監査人と必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行うなど連携し、監査の質的向上を図っております。

内部監査の状況

内部監査につきましては、内部監査部門（2名）により、子会社を含む全部門を対象に業務活動全般に関し内部監査を実施するとともに、内部統制システムの整備・運用状況を評価し、改善事項の指摘・指導を行い、改善が必要な事項については改善の進捗状況の確認を実施しております。監査役監査とは、監査方針及び監査計画を相互に説明、意見交換し、常勤監査役による内部監査関連の報告書閲覧、監査役と会計監査人との定期的なミーティングへの同席等の方法により情報共有を図っております。

会計監査の状況

1) 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2) 継続監査期間

16年間

3) 業務を執行した公認会計士

小野 英樹

石井 宏明

4) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他7名であります。

5) 監査法人の選定方針と理由

監査役会が定めた会計監査人の選定及び評価基準に従い、当社の会計監査業務において必要とされる専門性、独立性、品質管理体制、並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

6) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬の算出根拠等を検討した結果、適正な会計監査業務が実施されたと判断しております。

監査報酬の内容等

1) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	25	-	25	5
連結子会社	-	-	-	-
計	25	-	25	5

当社における非監査業務の内容は、E U一般データ保護規則に関する助言・指導業務及び新収益認識基準の適用に関する助言業務であります。

2) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(1)を除く)

該当事項はありません。

3) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

4) 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、規模・特性・監査日数等を勘案した上で定めております。

5) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めておりません。

取締役の報酬等の総額は、2017年6月23日開催の第19回定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）と決議いただいております。

また、監査役の報酬限度総額は、2006年6月29日開催の第8回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定権限を有する者は、取締役の報酬については、取締役会の決議に基づき代表取締役鳥越慎二氏であります、また、監査役の報酬については、監査役の協議によって決定しております。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、2019年6月25日開催の取締役会において取締役の報酬につき代表取締役鳥越慎二氏への一任を決議しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬	ストックオプション	
取締役 (社外取締役を除く)	75	67	8	2
監査役 (社外監査役を除く)	3	3	-	1
社外役員	30	30	-	5

(注) 使用人兼務取締役の使用人給与相当額はありませぬ。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する投資株式を純投資目的の投資株式と区分し、それ以外の目的で保有する投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- 1) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

該当事項はありません。

- 2) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	52,806
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	50,000	事業の強化及び拡大のため
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

- 3) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,625,776	2,982,731
売掛金	704,789	726,189
保険代理店勘定	1,447,463	1,433,428
その他	120,940	140,458
流動資産合計	3,898,969	4,282,807
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	286,692	287,304
減価償却累計額	103,529	123,487
建物附属設備(純額)	183,163	163,816
工具、器具及び備品	204,258	213,222
減価償却累計額	143,191	165,134
工具、器具及び備品(純額)	61,066	48,088
有形固定資産合計	244,230	211,905
無形固定資産		
のれん	198,714	143,908
ソフトウェア	356,456	259,225
ソフトウェア仮勘定	55,972	215,539
契約関連無形資産	2,1672	-
その他	2,330	2,120
無形固定資産合計	615,146	620,794
投資その他の資産		
投資有価証券	2,806	52,806
敷金及び保証金	152,294	203,356
繰延税金資産	89,682	92,033
その他	11,790	10,724
投資その他の資産合計	256,574	358,920
固定資産合計	1,115,951	1,191,620
資産合計	5,014,921	5,474,428

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	170,000	170,000
未払法人税等	217,072	174,787
前受収益	686,806	696,054
保険料預り金	1,447,463	1,433,428
賞与引当金	178,123	185,557
その他	356,180	371,766
流動負債合計	2,055,647	2,031,594
固定負債		
資産除去債務	69,083	69,463
固定負債合計	69,083	69,463
負債合計	2,124,731	2,101,058
純資産の部		
株主資本		
資本金	347,245	350,775
資本剰余金	298,835	302,365
利益剰余金	2,493,802	2,963,764
自己株式	315,896	315,896
株主資本合計	2,823,986	3,301,009
新株予約権	66,203	72,360
純資産合計	2,890,190	3,373,369
負債純資産合計	5,014,921	5,474,428

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	4,897,563	5,263,372
売上原価	1,007,885	1,163,748
売上総利益	3,889,677	4,099,623
販売費及び一般管理費	2,961,234	3,146,646
営業利益	928,442	952,977
営業外収益		
受取配当金	75	1,781
未払配当金除斥益	153	114
事業譲渡益	-	755
その他	124	276
営業外収益合計	353	2,927
営業外費用		
支払利息	953	952
その他	1,251	0
営業外費用合計	2,205	953
経常利益	926,590	954,951
税金等調整前当期純利益	926,590	954,951
法人税、住民税及び事業税	324,827	317,999
法人税等調整額	13,091	2,350
法人税等合計	311,736	315,648
当期純利益	614,854	639,302
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	614,854	639,302

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	614,854	639,302
包括利益	614,854	639,302
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	614,854	639,302
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	314,241	265,831	2,033,332	163	2,613,241
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	33,004	33,004			66,008
剰余金の配当			154,383		154,383
親会社株主に帰属する当期純利益			614,854		614,854
自己株式の取得				315,733	315,733
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	33,004	33,004	460,470	315,733	210,745
当期末残高	347,245	298,835	2,493,802	315,896	2,823,986

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	62,748	2,675,989
当期変動額		
新株の発行(新株予約権の行使)		66,008
剰余金の配当		154,383
親会社株主に帰属する当期純利益		614,854
自己株式の取得		315,733
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,455	3,455
当期変動額合計	3,455	214,200
当期末残高	66,203	2,890,190

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	347,245	298,835	2,493,802	315,896	2,823,986
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	3,530	3,530			7,060
剰余金の配当			169,340		169,340
親会社株主に帰属する当期純利益			639,302		639,302
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,530	3,530	469,961	-	477,022
当期末残高	350,775	302,365	2,963,764	315,896	3,301,009

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	66,203	2,890,190
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		7,060
剰余金の配当		169,340
親会社株主に帰属する当期純利益		639,302
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,156	6,156
当期変動額合計	6,156	483,179
当期末残高	72,360	3,373,369

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	926,590	954,951
減価償却費	244,880	219,915
のれん償却額	54,805	54,805
受取利息及び受取配当金	76	1,784
支払利息	953	952
事業譲渡益	-	755
株式報酬費用	25,565	8,521
賞与引当金の増減額(は減少)	14,947	7,433
売上債権の増減額(は増加)	33,951	21,400
前受収益の増減額(は減少)	25,863	9,247
その他の資産の増減額(は増加)	7,030	18,261
その他の負債の増減額(は減少)	67,113	1,403
その他	1,251	0
小計	1,320,913	1,212,224
利息及び配当金の受取額	76	1,784
利息の支払額	950	956
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	268,467	357,150
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,051,571	855,902
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	-	50,000
有形固定資産の取得による支出	70,630	14,586
無形固定資産の取得による支出	112,419	219,060
敷金及び保証金の差入による支出	1,010	51,944
敷金及び保証金の回収による収入	7,641	762
事業譲渡による収入	-	755
投資活動によるキャッシュ・フロー	176,418	334,073
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	43,898	4,695
自己株式の取得による支出	316,985	-
配当金の支払額	154,342	169,569
財務活動によるキャッシュ・フロー	427,429	164,873
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	447,724	356,954
現金及び現金同等物の期首残高	2,178,052	2,625,776
現金及び現金同等物の期末残高	2,625,776	2,982,731

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社
連結子会社の名称
株式会社A R M総合研究所
- (2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用する関連会社はありません。
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ 有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ 有形固定資産
定率法を採用しております。
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物附属設備 3～15年
工具、器具及び備品 3～15年
- ロ 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。また、契約関連無形資産については、対価の算定根拠となった将来の収益獲得見込期間(9～10年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- イ 貸倒引当金
当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ 賞与引当金
当社及び連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積もり、15年で均等償却を行っております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「支払手数料」に表示していた1,251千円は、「その他」として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「支払手数料」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「支払手数料」に表示していた1,251千円は、「その他」として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 保険代理店勘定及び保険料預り金

保険会社との代理店委託契約上、代理店が保険契約者から領収した保険料は、保険会社の所有物であり、同会社に帰属すると定められております。そのため、当社の財産と明確に区分するため、領収した保険料に関する口座残高を「保険代理店勘定」に、また対照勘定として、「保険料預り金」に計上しております。

2 無形資産

「契約関連無形資産」は、企業結合等に際して認識した無形資産のうち、ロイヤリティ契約に関連するものであります。

(連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	109,850千円	100,100千円
給与手当	965,039	1,058,297
賞与引当金繰入額	146,082	152,290
退職給付費用	13,036	13,631
業務委託費	434,677	428,724
のれん償却額	54,805	54,805

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	17,154,200	80,400	-	17,234,600
合計	17,154,200	80,400	-	17,234,600
自己株式				
普通株式(注2)	500	300,030	-	300,530
合計	500	300,030	-	300,530

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加80,400株は新株予約権の行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の増加300,030株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加300,000株及び単元未満株式の買取りによる増加30株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第5回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	23,595
	第6回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	42,608
	合計	-	-	-	-	-	66,203

(注) 第6回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	154,383	9.0	2018年3月31日	2018年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	169,340	利益剰余金	10.0	2019年3月31日	2019年6月26日

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注1）	17,234,600	8,600	-	17,243,200
合計	17,234,600	8,600	-	17,243,200
自己株式				
普通株式（注2）	300,530	-	-	300,530
合計	300,530	-	-	300,530

（注）普通株式の発行済株式総数の増加8,600株は新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	第5回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	21,230
	第6回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	51,130
	合計	-	-	-	-	-	72,360

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	169,340	10.0	2019年3月31日	2019年6月26日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	186,369	利益剰余金	11.0	2020年3月31日	2020年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	2,625,776千円	2,982,731千円
現金及び現金同等物	2,625,776	2,982,731

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

借入金は、主に運転資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後3ヶ月であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、営業債権について、管理部門と営業部門が連携し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,625,776	2,625,776	-
(2) 売掛金	704,789	704,789	-
(3) 保険代理店勘定	447,463	447,463	-
(4) 敷金及び保証金	152,294	152,294	-
資産計	3,930,324	3,930,324	-
(1) 短期借入金	170,000	170,000	-
(2) 未払法人税等	217,072	217,072	-
(3) 保険料預り金	447,463	447,463	-
負債計	834,535	834,535	-

当連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,982,731	2,982,731	-
(2) 売掛金	726,189	726,189	-
(3) 保険代理店勘定	433,428	433,428	-
(4) 敷金及び保証金	203,356	203,356	-
資産計	4,345,706	4,345,706	-
(1) 短期借入金	170,000	170,000	-
(2) 未払法人税等	174,787	174,787	-
(3) 保険料預り金	433,428	433,428	-
負債計	778,216	778,216	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 保険代理店勘定

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

時価については、返還を受けると想定される将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 未払法人税等、(3) 保険料預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	2,806	52,806

「非上場株式」については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、時価開示の対象とはしていません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,625,776	-	-	-
売掛金	704,789	-	-	-
保険代理店勘定	447,463	-	-	-
合計	3,778,029	-	-	-

敷金及び保証金は、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額に含めておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,982,731	-	-	-
売掛金	726,189	-	-	-
保険代理店勘定	433,428	-	-	-
合計	4,142,349	-	-	-

敷金及び保証金は、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額に含めておりません。

4. 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	170,000	-	-	-	-	-
合計	170,000	-	-	-	-	-

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	170,000	-	-	-	-	-
合計	170,000	-	-	-	-	-

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額 2,806千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額 52,806千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

4. 売却したその他有価証券

該当事項はありません。

5. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、2013年1月より確定拠出型の退職年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付費用(千円)	15,370	16,125

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
売上原価の株式報酬費用	-	-
一般管理費の株式報酬費用	25,565	8,521

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 2名 執行役員 2名 従業員 40名	取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 258,000株	普通株式 67,100株
付与日	2014年10月1日	2017年8月25日
権利確定条件	付与日(2014年10月1日)以降、 権利確定日(2017年9月18日)ま で、継続して勤務していること。	付与日(2017年8月25日)以降、 権利確定日(2019年8月7日)ま で、継続して勤務していること。
対象勤務期間	自 2014年10月1日 至 2017年9月18日	自 2017年8月25日 至 2019年8月7日
権利行使期間	自 2017年9月19日 至 2020年9月18日	自 2019年8月8日 至 2027年8月7日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年4月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	67,100
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	67,100
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	85,800	-
権利確定	-	67,100
権利行使	8,600	-
失効	-	-
未行使残	77,200	67,100

(注) 2017年4月1日付株式分割（普通株式1株につき2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	546	1,429
行使時平均株価 (円)	914	-
付与日における公正な評価単価 (円)	275	762

(注) 2017年4月1日付株式分割（普通株式1株につき2株の割合）による分割後の金額に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年 3月31日)	当連結会計年度 (2020年 3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	54,600千円	56,877千円
未払事業税	13,746	11,482
資産除去債務	21,153	21,269
減損損失	472	234
その他	11,462	11,764
繰延税金資産合計	101,435	101,628
繰延税金負債		
契約関連無形資産	512	-
資産除去債務に対応する除去費用	11,240	9,595
繰延税金負債合計	11,752	9,595
繰延税金資産の純額	89,682	92,033

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年 3月31日)	当連結会計年度 (2020年 3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.3
株式報酬費用	0.8	0.3
のれん償却	1.8	1.8
その他	0.1	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.6	33.1

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

事務所等の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を15年と見積り、割引率は0.0%～1.4%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
期首残高	62,649千円	69,083千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6,063	-
時の経過による調整額	371	380
期末残高	69,083	69,463

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業部門を基礎としたセグメントを、サービスの内容が概ね類似する「メンタリティマネジメント事業」、「就業障がい者支援事業」及び「リスクファイナンス事業」の3つに集約し報告セグメントとしております。

「メンタリティマネジメント事業」は、ストレスチェックからカウンセリング、組織分析、その後のソリューションまでパッケージで提供するメンタルヘルスケア事業と、ストレス耐性とEQを軸とした採用適性検査、及びEQ検査や研修を活用した人材育成・組織活性化プログラムを提供する採用・EQソリューション事業を行っております。「就業障がい者支援事業」は、GLTD（団体長期障害所得補償保険）に関する総合的なサービスを提供しており、保険商品の販売のみならず、制度設計・提案・コンサルティング、復職支援、退職者管理までを含めた専門的なノウハウと付帯サービスを提供しております。「リスクファイナンス事業」は、主に企業等に勤務する個人を対象に、がん保険等の個人向け保険を販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	メンタリティ マネジメント事業	就業障がい者 支援事業	リスクファイナ ンシング事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	3,625,870	930,809	340,884	4,897,563
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	3,625,870	930,809	340,884	4,897,563
セグメント利益	994,573	380,842	281,770	1,657,186
セグメント資産	974,376	935,728	57,625	1,967,729
その他の項目				
減価償却費	186,833	6,508	-	193,341
のれんの償却額	54,805	-	-	54,805
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	89,646	29,100	-	118,746

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	メンタリティ マネジメント事業	就業障がい者 支援事業	リスクファイナ ンシング事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	3,938,931	989,105	335,335	5,263,372
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	3,938,931	989,105	335,335	5,263,372
セグメント利益	1,059,357	278,640	268,576	1,606,574
セグメント資産	865,682	1,037,742	56,624	1,960,048
その他の項目				
減価償却費	169,305	5,302	-	174,607
のれんの償却額	54,805	-	-	54,805
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	132,653	108,596	-	241,250

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	4,897,563	5,263,372
連結財務諸表の売上高	4,897,563	5,263,372

(単位:千円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,657,186	1,606,574
全社費用(注)	728,744	653,596
連結財務諸表の営業利益	928,442	952,977

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門等の販売費及び一般管理費であります。

(単位:千円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,967,729	1,960,048
全社資産(注)	3,047,191	3,514,379
連結財務諸表の資産合計	5,014,921	5,474,428

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金及び管理部門等に係る資産等であります。

(単位:千円)

その他の項目	報告セグメント計		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	193,341	174,607	51,538	45,308	244,880	219,915
のれんの償却額	54,805	54,805	-	-	54,805	54,805
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	118,746	241,250	81,446	43,449	200,193	284,699

(注) 減価償却費の調整額は、本社建物附属設備等共有資産の減価償却費であり、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、管理部門等への設備投資額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	メンタリティ マネジメント事業	就業障がい者 支援事業	リスクファイナ ンシング事業	合計
外部顧客への売上高	3,625,870	930,809	340,884	4,897,563

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東京海上日動火災保険株式会社	539,004	就業障がい者支援事業

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	メンタリティ マネジメント事業	就業障がい者 支援事業	リスクファイナ ンシング事業	合計
外部顧客への売上高	3,938,931	989,105	335,335	5,263,372

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東京海上日動火災保険株式会社	529,625	就業障がい者支援事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	メンタリティ マネジメント事業	就業障がい者 支援事業	リスクファイナ ンシング事業	合計
当期償却額	54,805	-	-	54,805
当期末残高	198,714	-	-	198,714

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	メンタリティ マネジメント事業	就業障がい者 支援事業	リスクファイナ ンシング事業	合計
当期償却額	54,805	-	-	54,805
当期末残高	143,908	-	-	143,908

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	166.76円	194.83円
1株当たり当期純利益	36.15円	37.74円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	36.00円	37.68円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	614,854	639,302
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	614,854	639,302
普通株式の期中平均株式数(株)	17,007,302	16,937,980
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	70,078	28,330
(うち新株予約権(株))	(70,078)	(28,330)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	第6回新株予約権 671個	第6回新株予約権 671個

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	170,000	170,000	0.6	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	170,000	170,000	-	-

(注) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,214,991	2,448,882	3,832,265	5,263,372
税金等調整前四半期(当期)純利益(千円)	193,342	343,634	632,225	954,951
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(千円)	126,658	225,307	420,180	639,302
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	7.48	13.30	24.81	37.74

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	7.48	5.82	11.51	12.93

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,584,195	2,938,624
売掛金	704,789	726,189
保険代理店勘定	¹ 447,463	¹ 433,428
仕掛品	26,502	34,368
原材料及び貯蔵品	14,070	10,132
前払費用	58,815	74,576
未収入金	³ 21,567	³ 18,735
その他	4,456	7,206
流動資産合計	3,861,862	4,243,263
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	183,163	163,816
工具、器具及び備品	61,066	48,088
有形固定資産合計	244,230	211,905
無形固定資産		
のれん	198,714	143,908
商標権	815	605
ソフトウェア	356,456	259,225
ソフトウェア仮勘定	55,972	215,539
契約関連無形資産	² 1,672	-
その他	1,514	1,514
無形固定資産合計	615,146	620,794
投資その他の資産		
投資有価証券	2,806	52,806
関係会社株式	13,586	13,586
敷金及び保証金	152,294	203,356
長期前払費用	11,780	10,714
繰延税金資産	88,830	91,233
その他	10	10
投資その他の資産合計	269,308	371,707
固定資産合計	1,128,685	1,204,406
資産合計	4,990,547	5,447,670

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	170,000	170,000
未払金	175,163	197,136
未払費用	3 87,538	3 80,965
未払法人税等	216,007	174,448
未払消費税等	68,945	81,818
前受収益	686,806	696,054
預り金	29,463	17,023
保険料預り金	1 447,463	1 433,428
賞与引当金	176,135	183,532
その他	794	680
流動負債合計	2,058,318	2,035,087
固定負債		
資産除去債務	69,083	69,463
固定負債合計	69,083	69,463
負債合計	2,127,402	2,104,551
純資産の部		
株主資本		
資本金	347,245	350,775
資本剰余金		
資本準備金	308,744	312,274
資本剰余金合計	308,744	312,274
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,456,848	2,923,604
利益剰余金合計	2,456,848	2,923,604
自己株式	315,896	315,896
株主資本合計	2,796,941	3,270,758
新株予約権	66,203	72,360
純資産合計	2,863,144	3,343,118
負債純資産合計	4,990,547	5,447,670

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	1 4,911,423	1 5,277,232
売上原価	1,007,885	1,163,748
売上総利益	3,903,537	4,113,483
販売費及び一般管理費	2 2,980,541	2 3,164,838
営業利益	922,995	948,644
営業外収益		
受取配当金	75	1,781
未払配当金除斥益	153	114
事業譲渡益	-	755
その他	124	275
営業外収益合計	352	2,926
営業外費用		
支払利息	953	952
その他	1,251	0
営業外費用合計	2,205	953
経常利益	921,143	950,618
税引前当期純利益	921,143	950,618
法人税、住民税及び事業税	323,358	316,925
法人税等調整額	12,945	2,403
法人税等合計	310,412	314,521
当期純利益	610,730	636,096

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	405,434	40.2	454,884	39.1
経費	2	602,451	59.8	708,864	60.9
当期売上原価		1,007,885	100.0	1,163,748	100.0

(注) 1 労務費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給与手当(千円)	290,950	317,264
賞与(千円)	19,781	27,874
法定福利費(千円)	51,677	57,836
賞与引当金繰入額(千円)	30,270	31,278

2 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
減価償却費(千円)	127,932	118,612
業務委託費(千円)	378,339	491,125

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	314,241	275,739	275,739	2,000,501	2,000,501	163	2,590,319
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	33,004	33,004	33,004				66,008
剰余金の配当				154,383	154,383		154,383
当期純利益				610,730	610,730		610,730
自己株式の取得						315,733	315,733
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	33,004	33,004	33,004	456,347	456,347	315,733	206,622
当期末残高	347,245	308,744	308,744	2,456,848	2,456,848	315,896	2,796,941

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	62,748	2,653,067
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		66,008
剰余金の配当		154,383
当期純利益		610,730
自己株式の取得		315,733
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,455	3,455
当期変動額合計	3,455	210,077
当期末残高	66,203	2,863,144

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	347,245	308,744	308,744	2,456,848	2,456,848	315,896	2,796,941
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	3,530	3,530	3,530				7,060
剰余金の配当				169,340	169,340		169,340
当期純利益				636,096	636,096		636,096
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	3,530	3,530	3,530	466,756	466,756	-	473,816
当期末残高	350,775	312,274	312,274	2,923,604	2,923,604	315,896	3,270,758

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	66,203	2,863,144
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		7,060
剰余金の配当		169,340
当期純利益		636,096
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	6,156	6,156
当期変動額合計	6,156	479,973
当期末残高	72,360	3,343,118

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの.....移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品.....個別法による原価法

貯蔵品.....移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。また、契約関連無形資産については、対価の算定根拠となった将来の収益獲得見込期間(9～10年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積もり、15年間で均等償却を行っております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「支払手数料」に表示していた1,251千円は、「その他」として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 保険代理店勘定及び保険料預り金

保険会社との代理店委託契約上、代理店が保険契約者から領収した保険料は、保険会社の所有物であり、同会社に帰属すると定められております。そのため、当社の財産と明確に区分するため、領収した保険料に関する口座残高を「保険代理店勘定」に、また対照勘定として、「保険料預り金」に計上しております。

2 無形資産

「契約関連無形資産」は、企業結合等に際して認識した無形資産のうち、ロイヤリティ契約に関連するものであります。

3 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものの他に次のものがあります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	4,473千円	4,562千円
短期金銭債務	7,662	7,804

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	13,860千円	13,860千円
その他営業取引の取引高	42,240	42,240

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度23%、当事業年度22%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度77%、当事業年度78%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	109,850千円	100,100千円
給与手当	948,972	1,041,946
福利厚生費	228,476	248,069
地代家賃	169,531	177,970
賞与引当金繰入額	145,864	152,253
減価償却費	116,947	101,303
のれん償却額	54,805	54,805
業務委託費	434,677	428,724
専門家報酬	69,807	67,027

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式13,586千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式13,586千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日)	当事業年度 (2020年 3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	53,932千円	56,197千円
未払事業税	13,665	11,469
資産除去債務	21,153	21,269
減損損失	472	234
その他	11,358	11,658
繰延税金資産合計	100,582	100,829
繰延税金負債		
契約関連無形資産	512	-
資産除去債務に対応する除去費用	11,240	9,595
繰延税金負債合計	11,752	9,595
繰延税金資産の純額	88,830	91,233

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日)	当事業年度 (2020年 3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.3
株式報酬費用	0.8	0.3
のれん償却	1.8	1.8
その他	0.2	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.7	33.1

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物附属設備	286,692	611	-	19,957	287,304	123,487
	工具、器具及び備品	204,258	12,893	3,928	25,805	213,222	165,134
	計	490,951	13,504	3,928	45,763	500,527	288,621
無形固定資産	のれん	880,893	-	-	54,805	880,893	736,984
	商標権	3,469	-	-	209	3,469	2,863
	ソフトウェア	1,292,438	75,205	166	172,269	1,367,477	1,108,252
	ソフトウェア仮勘定	55,972	195,989	36,422	-	215,539	-
	契約関連無形資産	61,694	-	-	1,672	61,694	61,694
	その他	1,514	-	-	-	1,514	-
	計	2,295,982	271,195	36,588	228,958	2,530,589	1,909,794

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	業務用PC	7,528千円
ソフトウェア	メンタルヘルスケアシステム	66,146千円
ソフトウェア仮勘定	退職者管理システム	116,227千円
	メンタルヘルスケアシステム	49,873千円
	基幹システム	28,340千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	開発終了によるソフトウェア等への振替	36,422千円
-----------	--------------------	----------

3. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得価額で記載しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	176,135	183,532	176,135	183,532

(注) 賞与引当金の計上理由及び金額の算定方法については、重要な会計方針に記載しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。但し、電子公告によることのできない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL (https://www.armg.jp/ir/koukoku.html)
株主に対する特典	3月末日現在の株主名簿に記載された100株以上保有の株主に対し、当社取扱商品『アドバンテッジタフネス』の1年間無料利用IDとパスワードの発行

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第21期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月25日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第22期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月7日関東財務局長に提出

第22期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月6日関東財務局長に提出

第22期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月6日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2019年6月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（提出会社の株主総会において決議事項が決議された場合）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月24日

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 英樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 宏明 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドバンテッジリスクマネジメントの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンテッジリスクマネジメント及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月24日

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 英樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 宏明 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドバンテッジリスクマネジメントの2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。